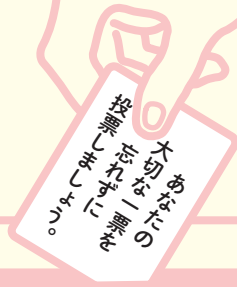


投票日に
投票に行けない人は
期日前投票を
ご利用ください。



投票箱を、あなたの想いで、いっぱい。

4/9日

長崎県議会議員一般選挙

4/23日

大村市議会議員一般選挙

投票 7時～20時

投票日当日は、指定の投票所(入場券に記載)でのみ
投票できます。

開票 21時10分～シーハットおおむら

長崎県議会議員一般選挙

大村市議会議員一般選挙

期日前投票

※投票日当日の混雑
を避けるため、積極的
にご利用ください。

① 市選挙管理委員会事務局(市役所別館1階)

4月1日(土)～8日(土)
8時30分～20時

4月17日(月)～22日(土)
8時30分～20時

② 郡コミセン、イオン大村ショッピングセンター

4月3日(月)～8日(土)
10時～20時

4月17日(月)～22日(土)
10時～20時

投票 できる人

投票日に満18歳以上(平成17年4月10日までに生まれた人)で、令和4年12月30日までに本市の住民基本台帳に記載されている人、または同日までに本市に転入の届け出をし、引き続き投票日当日も居住している人

▶転入して3カ月経っていない人

令和4年12月31日以降、県内他市町から本市へ転入してきた人は、前住所地で投票するか、前住所地の選挙管理委員会に投票用紙などを請求して、本市で不在者投票ができます。この場合、前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。なお、市町長が発行する「引き続き県内に住所を有する証明書」(無料)を提示するか、引き続き県内に住所を有することの確認を前住所地の選挙管理委員会から受ける必要があります。

▶転出する(した)人

県内他市町へ転出する(した)人は、3カ月経たなければ、新住所地の選挙人名簿に登録されませんので、本市の選挙管理委員会に投票用紙などを請求してください。新住所地で不在者投票ができます。この場合、本市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。なお、市町長が発行する「引き続き県内に住所を有する証明書」(無料)を提示するか、引き続き県内に住所を有することの確認を本市の選挙管理委員会から受ける必要があります。

※本市の選挙人名簿に登録されていても、県外へ転出した人は投票できません。

投票日に満18歳以上(平成17年4月24日までに生まれた人)で、令和5年1月15日までに本市の住民基本台帳に記載されている人、または同日までに本市に転入の届け出をし、引き続き投票日当日も居住している人

▶転出する(した)人

本市の選挙人名簿に登録されていても、市外へ転出した人は投票できません。

不在者投票

投票日に仕事や出産などで市外に滞在し、投票所に行くことができないと見込まれる人は、不在者投票ができます。不在者投票宣誓書(兼請求書)に必要事項を記入の上、市選挙管理委員会に投票用紙など一式を請求してください(他市町の選挙管理委員会では不在者投票をしていただく流れになります)。

※マイナンバーカードの公的個人認証サービス「ぴったりサービス」を利用して不在者投票用紙などのオンライン請求ができます。

指定病院や老人ホームでの不在者投票

市内の次の病院や施設に入院(所)している人は、病院(施設)で不在者投票ができます。希望者は早めに病院(施設)へお申し出ください。

- ▶**病院** 長崎医療センター、市立大村市民病院、県精神医療センター、大村共立病院、貞松病院、南野病院
- ▶**老人ホーム** 慈恵荘、泉の里、箕望荘、サンライフ、ベイサイド大村、湧泉荘
- ▶**その他** 三彩の里、大村パールハイム

代理・点字投票

身体の障がいなどのため、投票用紙に候補者の氏名を書くことが困難な人は、投票事務従事者が本人に代わって行う「代理投票」が利用できますので、投票所で申し出てください。また、点字投票を利用する人も、投票所で申し出てください。

郵便投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けていて一定の要件に該当する人や介護保険被保険者証の要介護区分が「要介護5」の人は、郵便投票を利用できます。この場合、事前に申請して「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要がありますので、お早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

4カ所の投票所が変更となります

	変更前	変更後	
第14投票所	中央小学校 体育館	旧中地区ふれあい館 (中央小学校 体育館の東隣)	令和5年統一地方選挙のみ変更
第19投票所	植松住宅集会所	植松3丁目公民館 (JR新大村駅 西口周辺)	令和5年統一地方選挙から変更
第23投票所	富の原小学校 体育館	富の原小学校 プレイルーム (富の原小学校 体育館の北隣)	令和5年統一地方選挙のみ変更
		従来 の 場 所	
第16投票所	放虎原小学校 体育館	中地区公民館 大会議室	令和5年統一地方選挙から従来の投票所に戻る

投票所での感染症対策



投票所・期日前投票所では感染症対策を行います。安心してお越しください。

- 投票所出入口に手指消毒液を設置します。 ■定期的に換気を行います。
- 定期的に投票記載台などを消毒します。 ■使用済みのえんぴつは回収し、消毒を行います。
- 筆記用具は投票所に準備していますが、お手持ちのえんぴつ・シャープペンシルなども使用できます(水性ペンや消せるボールペンは使用しないでください)。

投票所入場券がなくても

大村市の選挙人名簿に登録(該当選挙の投票資格)があれば投票できます。投票所で係員が選挙人名簿と本人確認をし、投票所入場券を再発行します。

選挙公報

「新聞折込」で配布します

- ・出張所などへも配置します。
- ・選挙公報が完成次第、ホームページにも掲載します。
- ※無投票となった場合は、発行しません。

▼県議選公報(県HP) ▼市議選公報(市HP)

